

第2回

新たな大津市観光計画策定に関する意見交換会 会議資料

2025年8月26日

本日のゴール

各種調査の分析結果報告と本市の現状を理解の上、
計画策定に向けての意見を頂戴したい

本日のアジェンダ

#	時間	テーマ	内容
1	10:05～10:20	各種調査の分析結果報告（前半）	①国内ウェブアンケート ②インバウンド街頭調査 の分析結果報告
2	10:20～10:40	質疑応答・意見交換	調査結果を受けての質疑応答・意見交換
3	10:40～10:55	各種調査の分析結果報告（後半）	③人流動態調査 の分析結果報告
4	10:55～11:15	質疑応答・意見交換	調査結果を受けての質疑応答・意見交換
5	11:15～11:30	観光による地域経済活性化の意義	観光業界の市場動向および本市の現状についての説明
6	11:30～11:45	質疑応答・意見交換	説明を受けての質疑応答・意見交換
7	11:45～	次回意見交換会の日程と議事の説明	第3回意見交換会の日程と議事についての説明

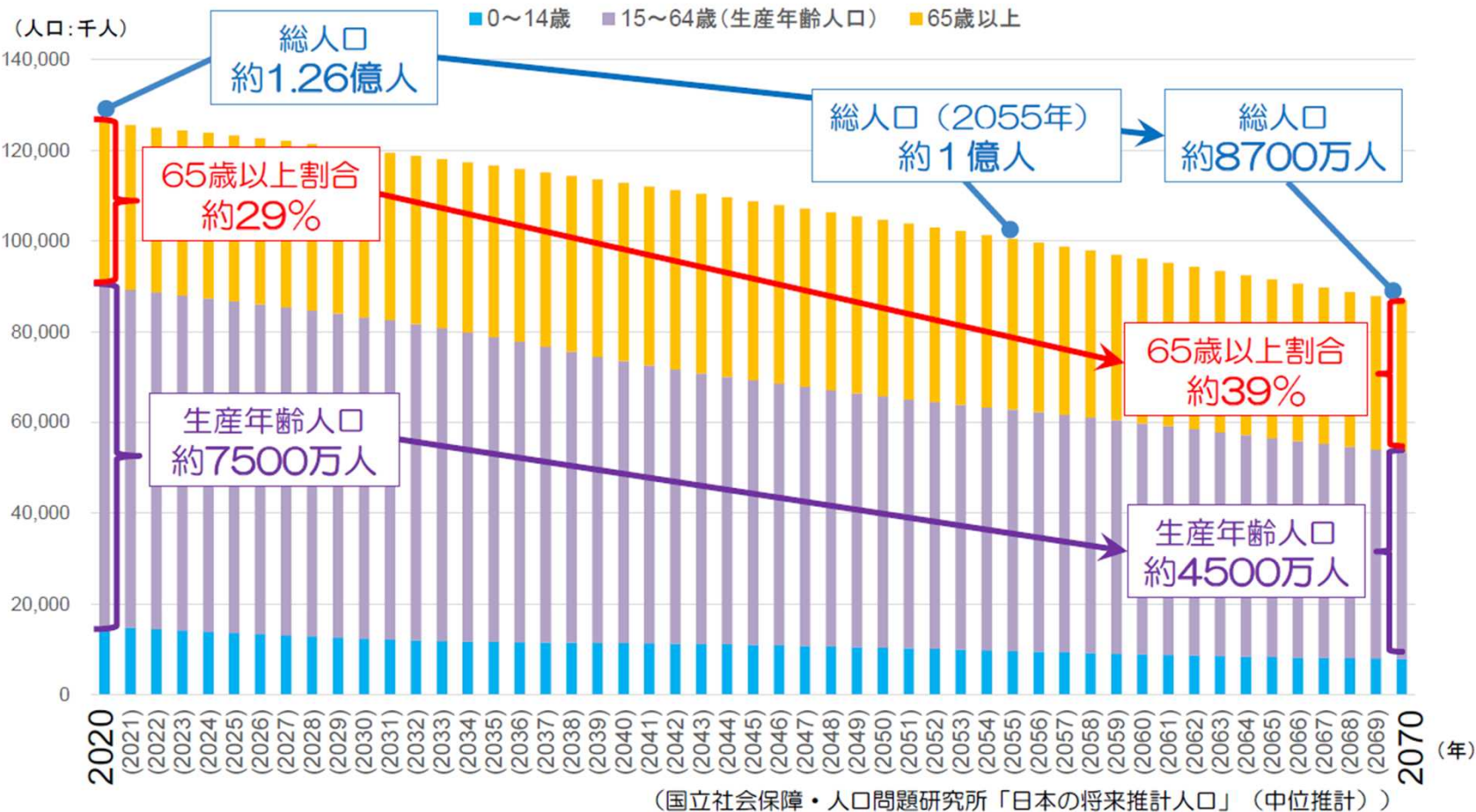
1. 各種調査の分析結果（別紙参照）

2. 観光による地域経済活性化の意義

(1) 日本の将来推計人口

■人口減少と少子化・高齢化の加速

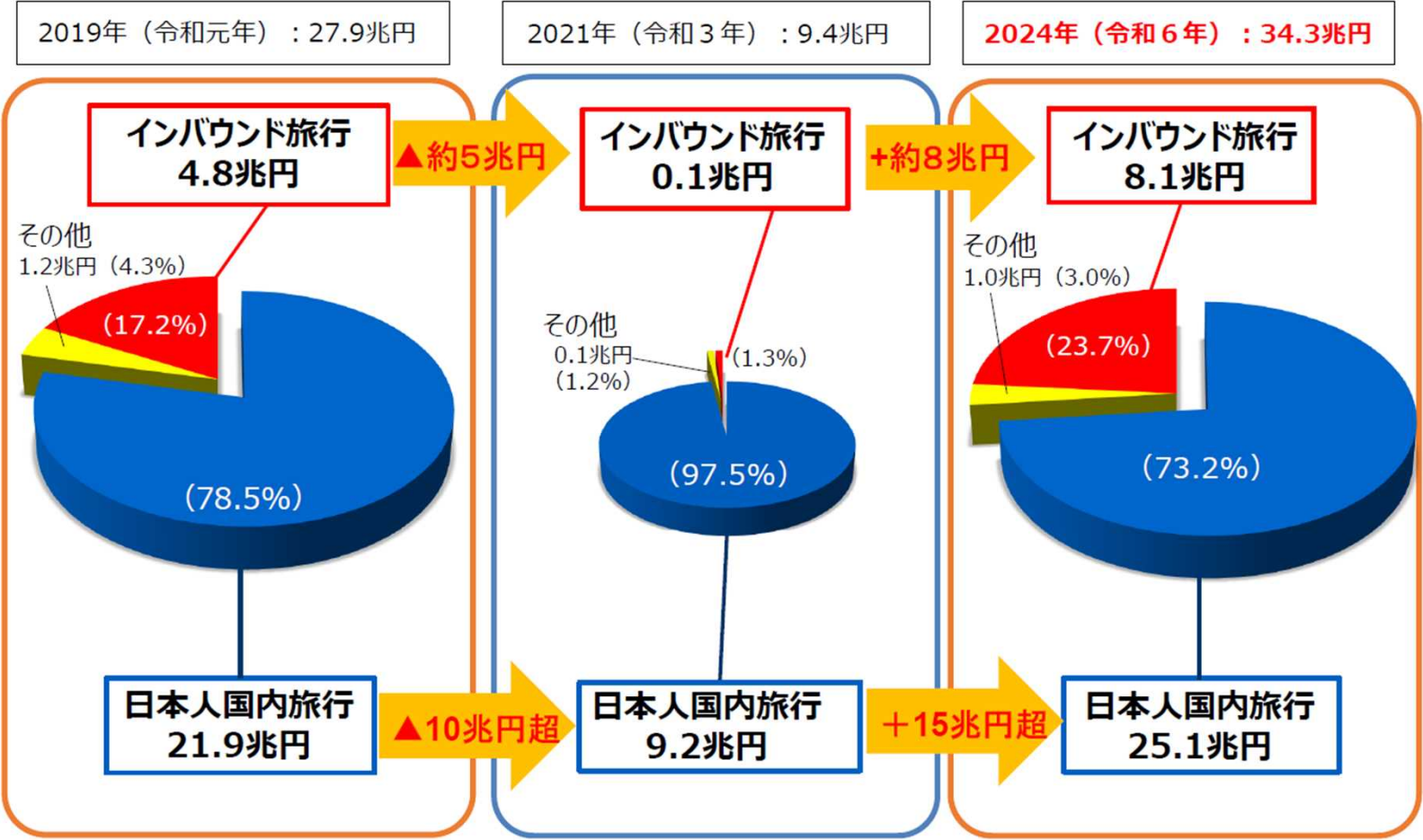
- 今後、人口減少が進み、2055年には1億人程度となり、2070年には約30%減少する見通し。
- 少子高齢化が急速に進行しており、2070年には総人口の約39%が65歳以上になる見通し。
- それにより、生産年齢人口は2070年には約40%減少する見通し。



(2) 日本経済をけん引している観光産業

国内全体の旅行消費額

- 旅行消費額は国内旅行・インバウンド旅行等合わせて約34兆円の規模で、2019年と比較しても大きく成長している。
- 現在の国内：インバウンド比率は3：1で、安定成長が続く国内市場が牽引しているといえる。

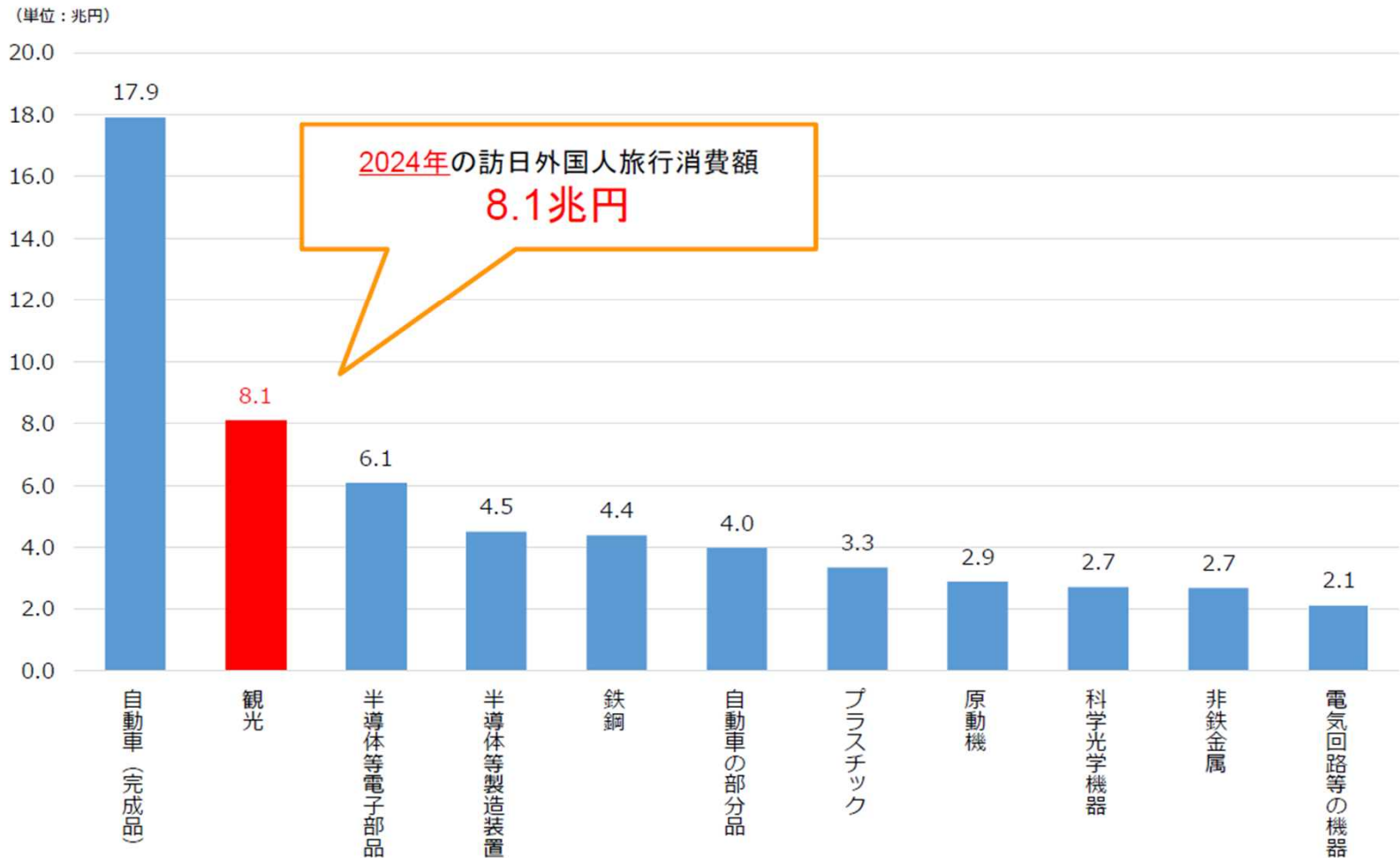


出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」及び「インバウンド消費動向調査」 ※2024年は速報値

(2) 日本経済をけん引している観光産業

■製品別輸出額との比較

- 急成長しているインバウンド市場の訪日外国人旅行消費額は年8兆円に拡大し、自動車に次ぐ「輸出産業」の柱となっている。

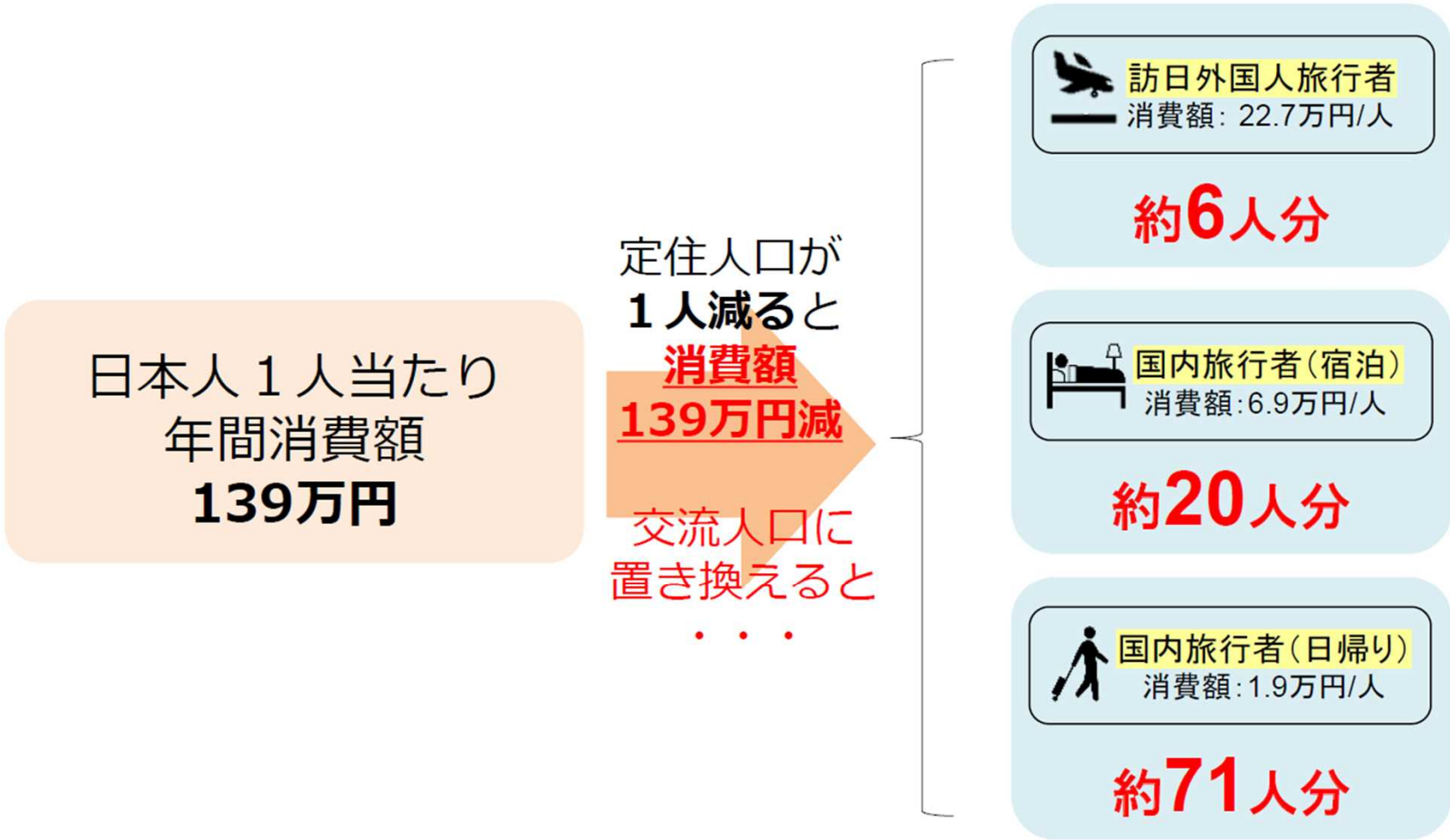


資料：観光庁「インバウンド消費動向調査(旧訪日外国人消費動向調査)」、財務省「貿易統計」に基づき観光庁作成

(3) 観光がもたらす経済効果

■観光客獲得による経済効果の試算

- 日本人1人の減少を観光でカバーするには、訪日外国人旅行者で約6人分、国内旅行者で20人～71人分の誘客が必要となる。



出典:観光庁「旅行・観光消費動向調査」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び「インバウンド消費動向調査、総務省「家計調査」にて観光庁推計

3. 本市の現状と課題

(1) 人口減少による地域経済規模の縮小

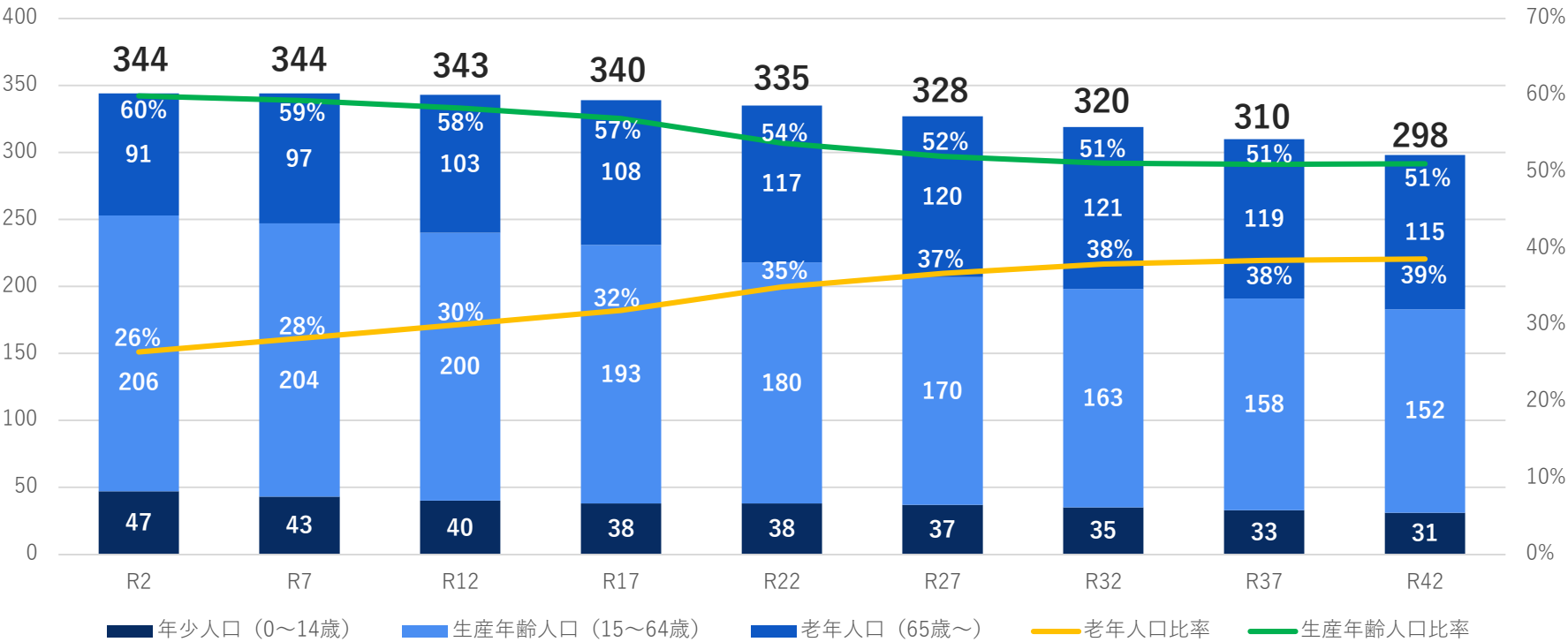
■10年後には年間約55.6億円規模の消費が減少する見込み

- 本市の人口は令和7年：約34.4万人→令和17年：約34.0万人と10年間で約4,000人（約1.2%）の減少が予想されている。
- 消費額に換算すると約55.6億円/年の規模で地域消費が減少する計算となる。

■人口減少と少子高齢化による地域経済力の低下

- 今後、国と同様に人口減少と高齢化が加速し、本市の生産年齢人口比率は令和7年：59%→令和37年：51%に減少する。生産年齢人口の減少によって家計支出等も減少するため、地域経済力の低下が強く懸念される。

【大津市の将来展望人口（千人）】

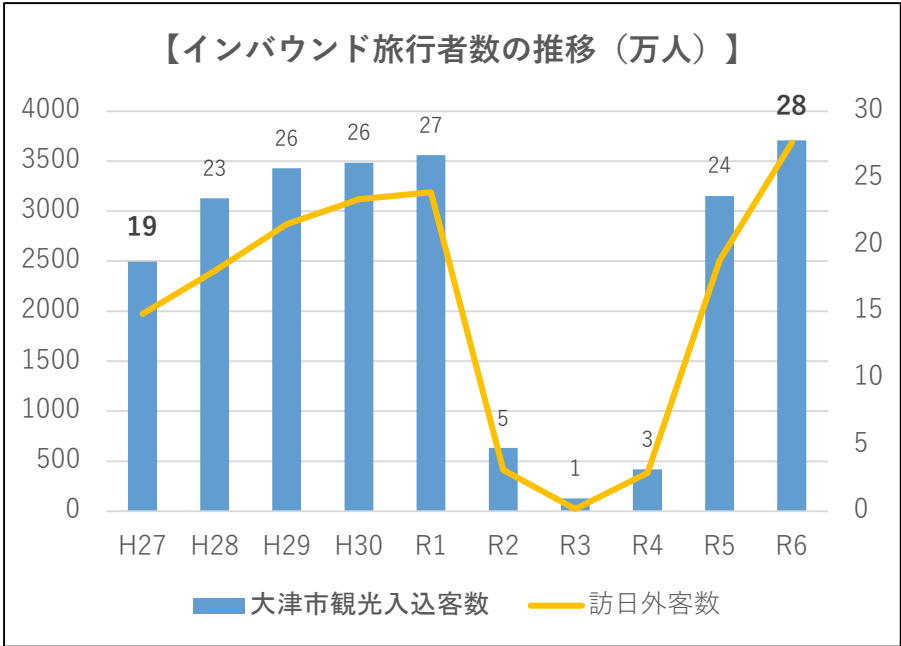
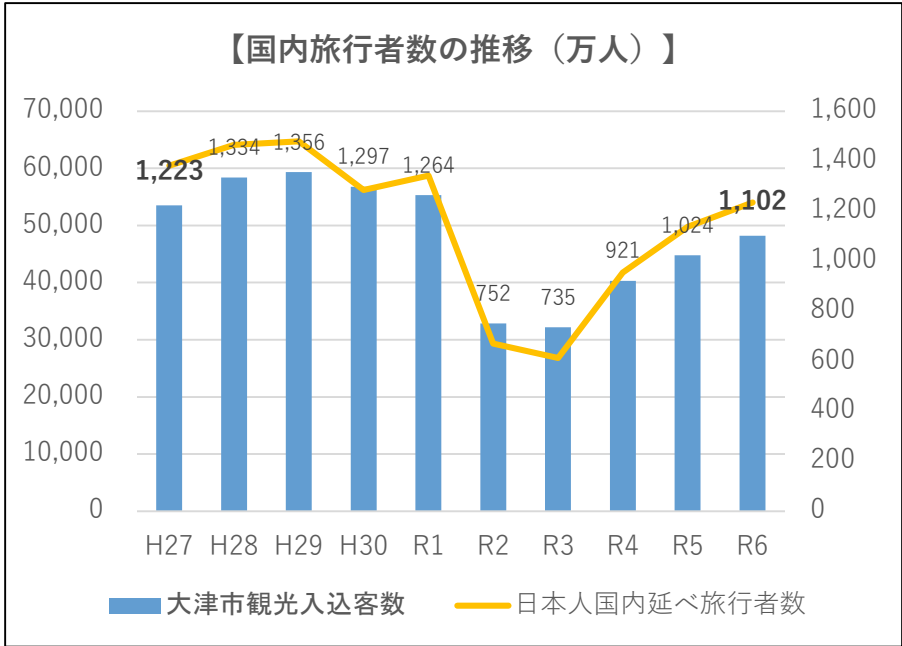


参考：大津市「大津市総合計画 第3期実行計画」より

(2) 国内旅行・インバウンド需要の取り込み

■国内・インバウンドの市場動向について

- 国内旅行の延べ人数は低調かつ、今後の人口減少も確実なため、日本人宿泊客は減少し、地域間での競争激化が予想される。
- 国内のみならず急成長しているインバウンド需要も取り込むため、観光振興への投資が重要となる。



- 日本人国内延べ旅行者数は、平成27年：約6億人→令和6年：5.4億人で10年前より約10%減少。
- 大津市においても、平成27年：約1,223万人→令和6年：1,102万人で同じく約10%減少。

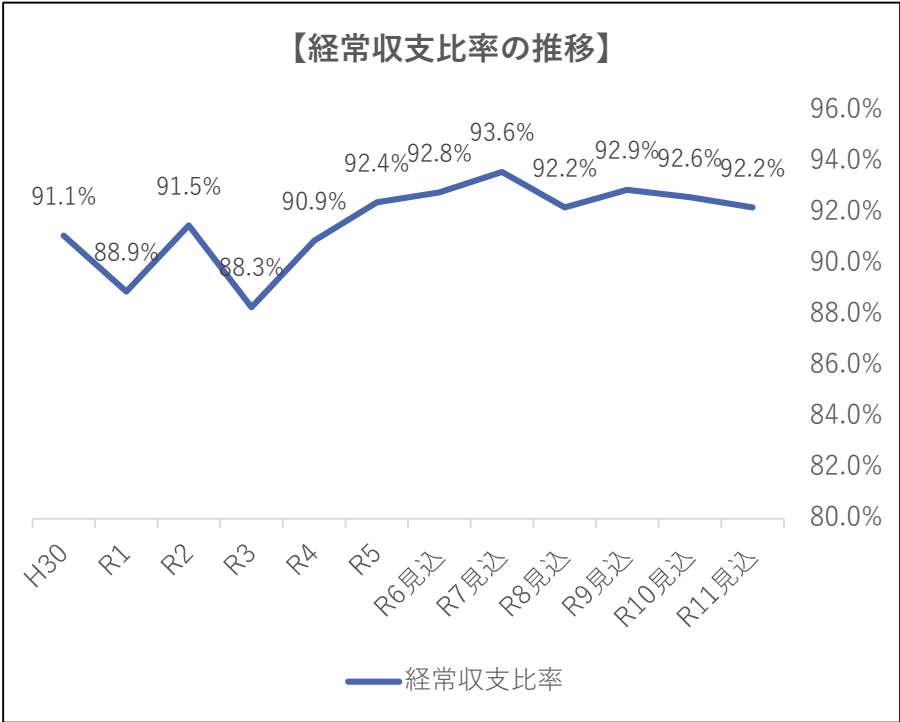


- 訪日外客数は、平成27年：約2,000万人→令和6年：3,700万人で10年前より約90%増加。
- 大津市においても、平成27年：約19万人→令和6年：28万人で約50%増加。更なる伸びも期待できる。

(3) 本市財政の厳しい将来見通し

■安定した観光予算確保の難しさ

- 本市の経常収支比率(※)は令和5年度実績が92.4%で、一般的には70%～80%程度が望ましいとされてる。今後さらに人口減少と高齢化が加速し、社会保障費の増加も見込まれる中で、観光予算を十分確保することが困難な見通し。
- 大津市観光交流基本計画の目指す姿『えらばれ続ける大津〔来訪者〕 紹介したい大津〔市民〕』を実現するためには、他地域と差別化を図るための取組と安定的な観光目的財源を確保していくことが必要。



※1 経常収支比率とは・・・人件費など経常的に支出する「経常経費充当一般財源」が、税収や普通交付税など経常的な収入である「経常一般財源等」に占める割合をいい、「財政構造の弾力性」の度合いを判断する指標の1つ。経常収支比率が高いと、歳入の大部分が人件費や公債費などの固定的な支出に充てられ、新しい政策や事業へ予算を割くことが困難となる。

【観光費と義務的経費(※2)の推移】

(百万円)

年度	観光費	義務的経費※
H26	513	62,450
H27	429	62,695
H28	616	64,668
H29	503	65,694
H30	482	70,377
R1	443	66,439
R2	425	69,801
R3	413	79,209
R4	439	77,506
R5	639	77,859

義務的経費はH26～R5の10年間で、**154億円増加している。**

増加分は、観光費（10年平均で約5億円）の**31倍**にあたる。

※2義務的経費とは・・・地方公共団体の歳出のうち、法律や条例で支出が義務付けられている経費。具体的には人件費、扶助費、公債費などが該当し、これらの経費は他の経費と比べて削減が難しい固定的な支出。

（４）観光振興に取り組む意義と課題

■観光振興に取り組む意義

- ・ 人口減少に伴う地域内消費額の縮小を緩やかにする。

10年後には55.6億円の消費が減少すると想定される。市外からの来訪者による観光消費額を増加させることで、地域内消費額の減少を抑え、地域の経済規模の縮小を緩やかにする。

- ・ 特に、国策である「インバウンド市場」の積極的な取り込み

国内観光客数は人口減少に伴い、将来的には減少する見込みであり、引き続き国内観光客数の維持に努めつつ、急成長しているインバウンド需要を積極的に取り込み、上記の観光消費額を増加させる必要がある。

■取り組む上での課題

- ・ 安定財源の確保

市の厳しい財政状況の中では、老朽化する観光施設（観光トイレ・看板・温泉施設・指定管理施設などを含む）の維持や地域の祭りなどへの補助を継続しつつ、更なる観光消費額増加を目指したコンテンツ造成や情報発信などの「攻めの施策」を展開することが困難。

- ・ 市民の観光振興に対する「許容度・理解度」の向上

大津市は観光業が主要産業ではなく、大多数の大津市民は観光事業に直接従事していないため、インバウンド市場の積極的な取り込みを行う際に、上記の「観光振興に取り組む意義」を地域住民へ丁寧に説明しつつ、負の影響を少なくする取組が必要となる。

■次期計画の「観光振興に取り組む意義」や「背景」を記載する上で検討したい論点

- ・ 観光の定義

純粋に市外からの来訪者による観光消費を「観光」と捉えるべきか、市民による観光やにぎわい創出も広く「観光」と捉えるべきか。

- ・ 観光業が主要産業ではない本市としての観光の捉え方

京都・大阪都市圏のベッドタウンである本市として、「観光産業」をどのように捉えるか。

- ・ 市全体の議論のみでなく、市内の地域特性についても触れるか

人口減少が進んでいる地域と増加している地域があり、各地域ごとに、観光産業に期待していることが異なる。

4. 安定財源の必要性・財源の候補

(1) 安定財源の必要性

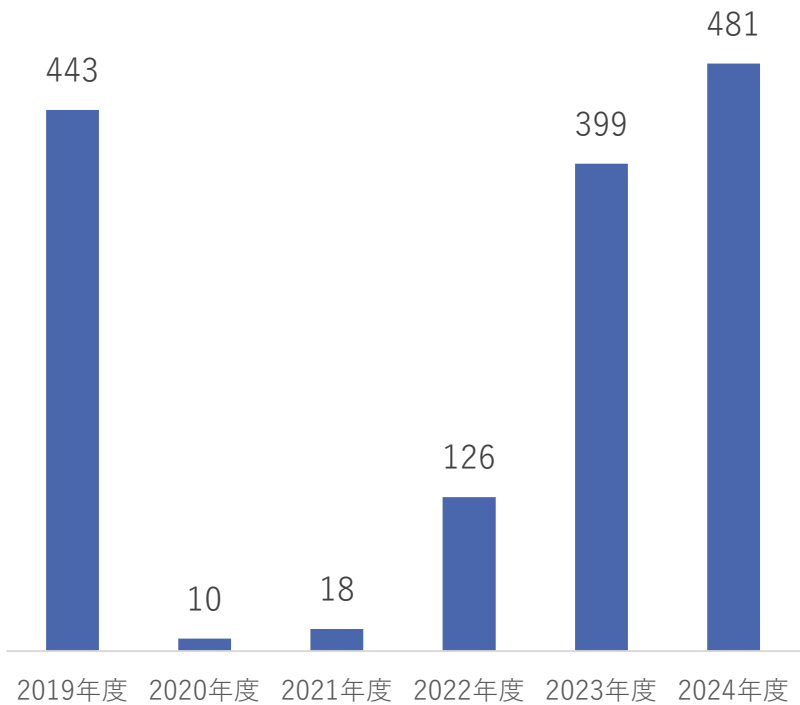
■国の観光財源確保の手段について

- ・ 観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源確保を目的として、出国者から「国際観光旅客税」を徴収している。
- ・ 2024年度の国際観光旅客税の収入は過去最高の481億円。これまでに最高だった2019年度の443億円を上回った。
- ・ 2025年度の観光庁当初予算は530億円。財源別に見てみると国際観光旅客税財源は441億円、予算全体の約83%を占める。
- ・ オーバーツーリズム対策など更なる投資への財源確保のため、3,000円～5,000円への引き上げも検討されている。

国際観光旅客税の概要

納税義務者	船舶又は航空機により出国する旅客
非課税等	・ 船舶又は航空機の乗員 ・ 強制退去者等 ・ 公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者 ・ 乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ・ 外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・ 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・ 2歳未満の者 （注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととする。
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 （国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合） ・ 国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 （注）国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付 ②旅客による納付 （プライベートジェット等による出国の場合） ・ 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用(同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

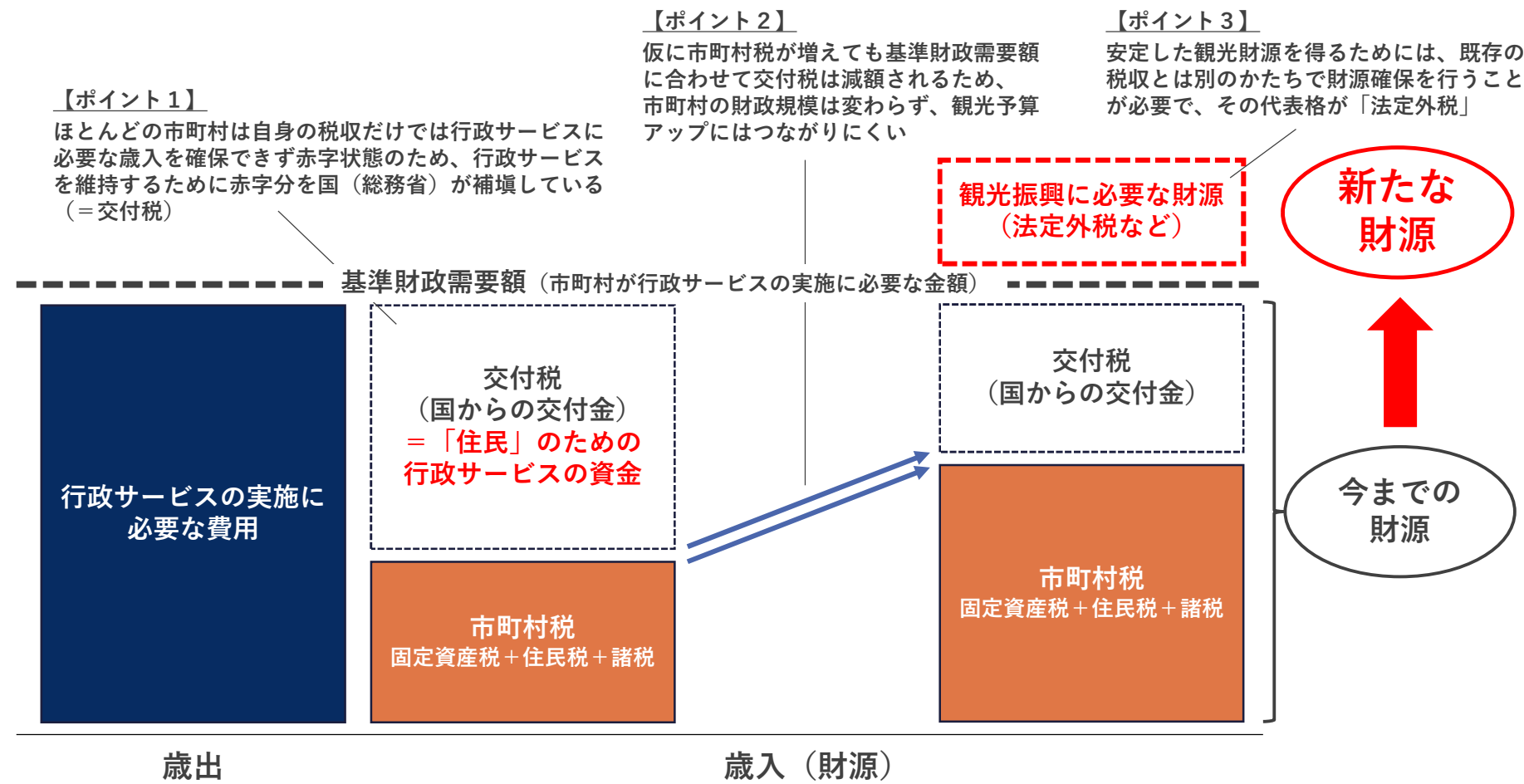
国際観光旅客税の税収額（億円）



(1) 安定財源の必要性

■地方自治体の観光財源確保の手段について

- ほとんどの市町村は行政サービスの実施に必要な費用を自身の税収では賄えていないため、国が交付税で補填している。
- そのため仮に観光振興などで税収が増えても、交付税が減額されるため、市町村の財政規模は変わらない。
- 安定した観光財源を得るためには、既存の税収とは別のかたちで財源確保を行うことが必要で、その代表格が「法定外税」。

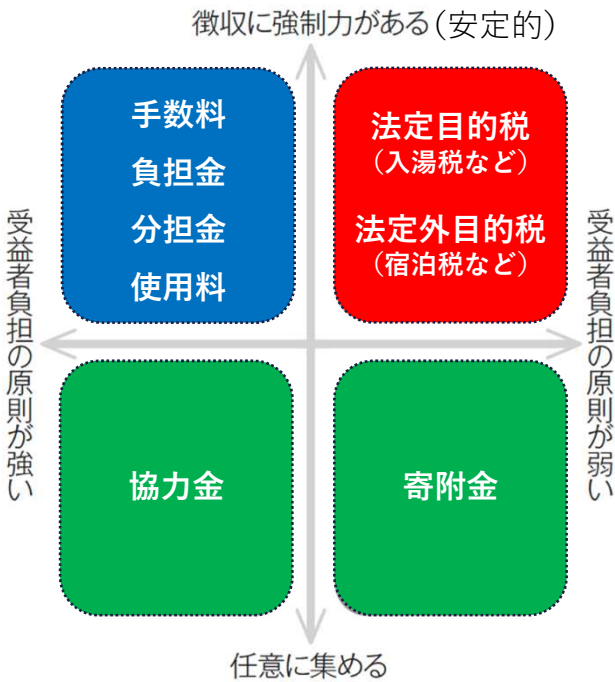


(2) 財源の候補

■観光振興財源の候補とその事例

- 安定財源として徴収ができるものは下記のとおり。
- 観光振興を目的に徴収できるとして、「入湯税」のほか、「宿泊税」などの法定外目的税がある。
- 「入湯税」は当初、環境衛生施設・消防施設の整備の財源であったが、1991年には課税目的に「観光振興」が加えられた。

図② 日本で利用できる観光振興のための財源獲得手法

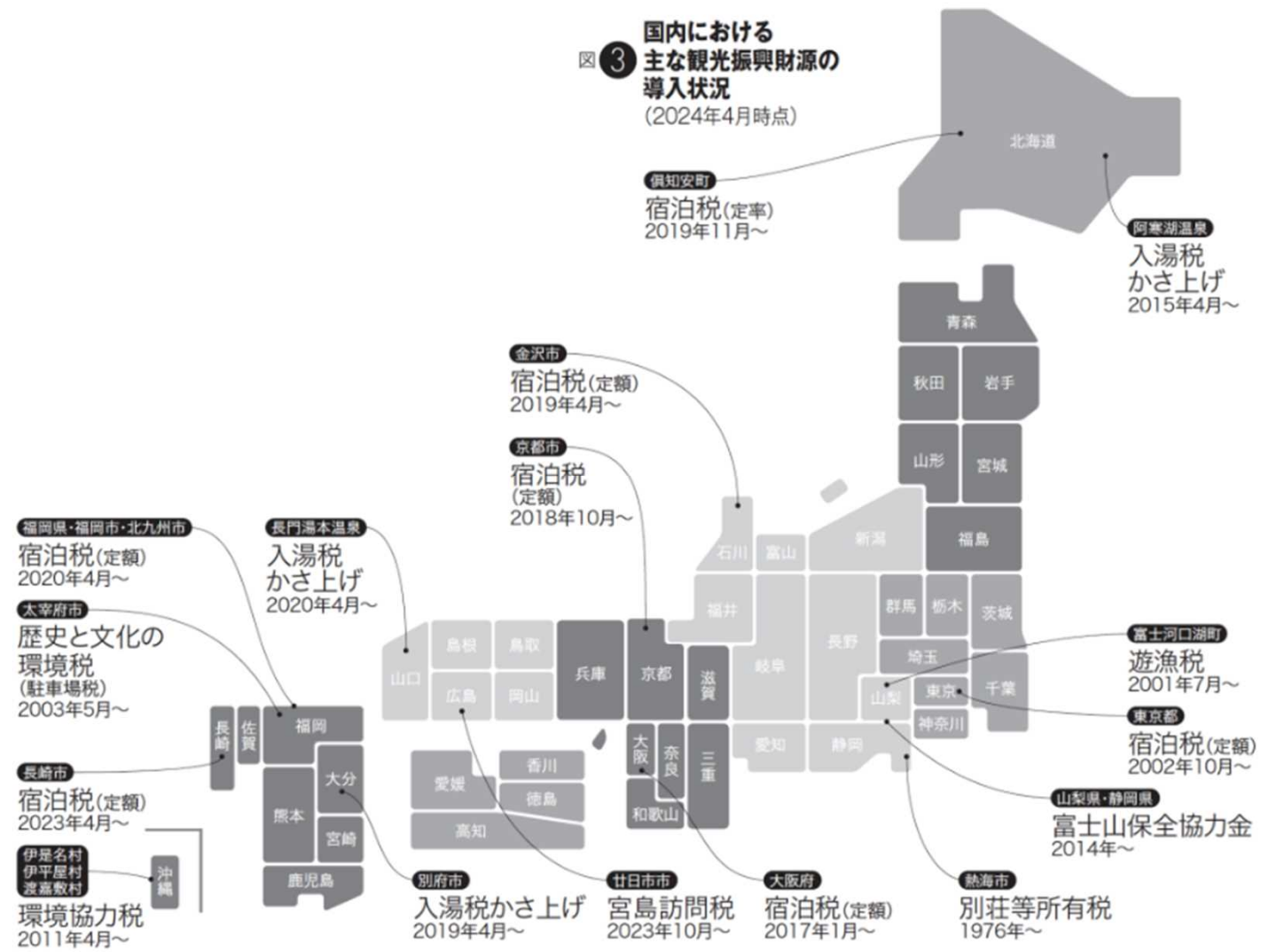


注：協力金と寄附金に関しては厳密な区別なく使われることが多いが協力金の場合は受益者負担の原則という考え方の使途を明確にする傾向が高いため、図のような整理を行った

種類	内容		事例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		・ ごみ処理手数料 ・ 住民票発行手数料
負担金 分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		・ 重要文化的景観整備事業 分担金
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの		・ 観光施設入場料 ・ 温泉使用料
協力金 寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		・ ふるさと納税 ・ クラウドファンディング
地方税 (目的税)	法定 目的税	地方税法上、地方公共団体が「課するもの」と規定されている税	・ 入湯税 ・ 事業所税 ・ 都市計画税
	法定外 目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	・ 宿泊税 ・ 乗鞍環境保全税

(2) 財源の候補

■【参考】国内における主な観光振興財源の導入状況（2024年4月時点）



(2) 財源の候補

■【参考】宿泊税の導入検討地域について

- ・ 2024年6月時点の日本総合研究所の調査では、49自治体で宿泊税の導入を検討している。
- ・ 弊社（株式会社リクルート）の非公式ヒアリングでは、具体的な検討はこれからの地域も含めて、約100前後の自治体で宿泊税の導入に向けた検討がはじまっているとみられる。

(図表2)宿泊税の導入を検討中の自治体（2024年6月現在）

北海道		千葉県	浦安市	広島県	
//	富良野町	山梨県	富士吉田市	島根県	松江市
//	札幌市	//	富士河口湖町	長崎県	佐世保市
//	函館市	神奈川県	箱根町	熊本県	熊本市
//	小樽市	長野県		宮崎県	宮崎市
//	旭川市	//	軽井沢町	鹿児島県	奄美市
//	釧路市	//	白馬村	沖縄県	
//	帯広市	//	阿智村	//	宮古島市
//	富良野市	新潟県	湯沢町	//	石垣市
//	千歳市	//	佐渡市	//	北谷町
//	北広島市	岐阜県	高山市	//	本部町
//	北見市	三重県		//	恩納村
//	美瑛町	//	志摩市		
//	音更町	//	鳥羽市		
//	留寿都村	//	伊賀市		
//	占冠村	//	伊勢市		
青森県	弘前市	奈良県	奈良市		
宮城県		和歌山県	高野町		
//	仙台市				

(資料) 新聞報道等に基づき
日本総合研究所作成
(注)道県名のみの欄は、道または
県が課税主体となるケース

(2) 財源の候補

■【参考】諸外国における観光財源確保の事例

類型	国名	自治体	名称	納税義務者	税率	使途
出入国	韓国	—	出国納付金	出国旅客 (2歳以上)	航空旅客：1万ウォン 船舶旅客：1千ウォン	全額観光振興基金に充当
出入国	米国	—	ESTA申請料	ビザ免除国からの 訪米外国人	14ドル	10ドル分がBrand USA (観光振興基金)に充当
航空旅行	英国	—	航空旅客税	出発航空旅客 (12歳以上)	4.44～8ユーロ	一般財源に充当
航空旅行	ドイツ	—	航空券税	出発航空旅行	8～45ユーロ	一般財源に充当 (温暖化対策が導入背景)
宿泊税	マレーシア	—	観光税	外国人観光客	10リンギット／人泊	観光産業振興基金に充当
宿泊税	スペイン	バレアレス諸島	観光環境税	宿泊客 (17歳以上)	最初の8泊：1～2ユーロ 9泊以降：通常半額 オフシーズン：通常半額	観光資源の保護等に充当
宿泊税	スイス	ツェルマット	訪問客税	宿泊客 (州居住者除く)	17歳以上：3フラン/1泊 6歳～16歳：1.5フラン/1泊	観光振興に充当
宿泊税	米国	ハワイ州	一時的な滞在に 対する宿泊設備税	宿泊施設事業者	10.25%	観光関連に充当(一定額) 残りは一般財源に充当
宿泊税	米国	コロラド州 ベイル	地域マーケティング 区域税	宿泊客	宿泊料金の1.4%	事業の誘致及び観光振興等 に充当
レンタカー税	米国	ルイジアナ州	レンタカー税	レンタカー利用車 (29日以下)	レンタカー代金の3%	—

(観光庁「新たな観光財源の確保策について」、日本交通公社「観光振興に関わる財源確保の課題について」、米国ルイジアナ州歳入局公表資料より作成)